

令和6年
12月2日より

～国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ～

健康保険証はマイナ保険証に移行します

令和6年12月2日より、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証(健康保険証を利用登録して
いるマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日以降に病院等へ受診するときに必要な物については、以下のとおりとなります。

病院受診時に必要な物について

現行「健康保険証」



現行変更後 (R6.12.2 以降)

- ①「マイナ保険証」をお持ちの方 … マイナ保険証(※1)
- ②「マイナ保険証」をお持ちでない方 … 資格確認書
- ③発行済の健康保険証 ※有効期限は令和7年7月31日までとなります。
基本的に①～③いずれか1つを病院等で提示すればこれまで通りの医療が受けられます。
(※1) オンライン資格確認ができない病院等では、令和7年7月ごろに郵送予定の「資格情報
のお知らせ」と「マイナ保険証」を併せて提示することで受診することができます。

注意点

- ①マイナンバーカードに健康保険証を利用登録しないと「マイナ保険証」として利用することができません。
- ②12月2日以降、新規での国民健康保険加入者や被保険者証の紛失・汚損などの理由により発行する場合は、「資格確認書」となります。
- ③【後期高齢者医療制度加入者および、令和6年12月2日以降に後期高齢者医療制度へ加入する方へ】
令和6年12月2日以降に後期高齢者医療制度の加入対象者、住所や負担区分に変更があった方、被保険者
証を紛失された方等へはマイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を交付します。
※令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには登録が必要です

詳しくはコチラ▶



以下のいずれかの方法で利用登録できます。

- 宜野湾市役所1階ロビー (平日 9:00 ~ 17:00 ※12:00 ~ 13:00 除く)
- マイナポータル(マイナンバーカードの読取に対応したスマートフォンまたはICカードリーダーを接続したパソコンが必要です)
- セブン銀行ATM ●医療機関・薬局の受付

マイナ保険証を利用するメリット



1、データに基づく最適な医療が 受けられる。

過去に処方されたお薬や特定健診
などの情報が医師・薬剤師に共有さ
れ、データに基づく最適な医療が受
けられるようになります。



2、転職や転居等による保険証の 切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だっ
た保険証の切り替えや更新が不要に
なります。※新しい保険者の加入手続
きは必要です。



3、手続きなしで高額療養費の 限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、
高額療養費制度における限度額を超
える支払いが確実に免除されます。

マイナ保険証の利用登録解除の受付開始について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであるため、利用登録解除を希望される場合は下記のとおり、お手続きが必要となります。また、登録解除を希望された方には「資格確認書」を交付します。

- 利用登録解除受付開始予定 後期高齢者医療制度加入者: 10/28(月)～ 国民健康保険加入者: 12/2(月)～
- 利用登録解除受付窓口 国民健康保険課 給付係・後期高齢者医療係(本庁1階 12番窓口)

※宜野湾市国民健康保険(後期高齢者医療保険含む)以外の健康保険に加入されている方は、各保険者でのお手続きとなります。
加入先の保険者へお問い合わせください。

※利用登録の解除申請書(様式)は、準備ができ次第、市ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

問合せ：国民健康保険課 ☎893-4411 給付係 内線 4226 後期高齢者医療係 内線 4272